

射保第13号  
平成30年2月1日

射水市国民健康保険運営協議会  
会長 塚本 清 様

射水市長 夏野 元 様



### 射水市国民健康保険税の賦課限度額について（諮問）

このことについて、射水市国民健康保険運営協議会運営規則（平成17年射水市規則第92号）第2条第2号の規定により、貴協議会の意見を求めます。

#### 記

##### 1 改正内容

射水市国民健康保険税条例第2条第2項に規定する国民健康保険税の賦課限度額について、次のとおり改正する。

基礎課税額限度額「54万円」を「58万円」に改める。ただし、平成30年度の国民健康保険税から適用する。

##### 2 改正理由

平成30年度税制改正の大綱が平成29年12月22日閣議決定され、地方税法施行令第56条の88の2（国民健康保険税の基礎課税額の限度）について、54万円から58万円へ引き上げられる。

賦課限度額の引き上げについては、国民健康保険被保険者間の保険税負担の公平性の確保を図ることを目的に、必要な措置が講じられたものであることから、本市においても、同様の措置を講ずる必要があることから見直すもの。

なお、射水市国民健康保険税条例については、地方税法等の関係法令が改正された後に改める。